

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例	6
◎高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	6
◎高知県高校生修学支援基金条例	6
◎高知県グリーンニューディール基金条例	7
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	7
◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	8
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	13
◎職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県税条例の一部を改正する条例	14
◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県立幡多看護専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	15
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例	15
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	18
◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	19

公布された条例のあらまし

◆高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例（高知県条例第56号）

1 条例制定の目的

この条例は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、高知県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金の経理は、国から交付を受けた医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。（第3条）
- (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第4条）
- (5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第5条）
- (6) この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額（(3)の医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分に係るものと地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（高知県条例第57号）

1 条例制定の目的

この条例は、地震又は火災の発生時における社会福祉施設等の入所者の安全を確保するため、高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金の経理は、国から交付を受けた社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。（第3条）
- (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第4条）
- (5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第5条）

(6) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額((3)の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分に係るものと地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県高校生修学支援基金条例(高知県条例第58号)

1 条例制定の目的

この条例は、高等学校等の生徒(以下「高校生」という。)への奨学金の貸与及び私立の高等学校等の授業料の減免を行うことにより、経済的理由で修学が困難な高校生の教育機会を確保するため、高知県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。(第2条第2項)

(3) 基金の経理は、国から交付を受けた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成した部分とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。(第3条)

(4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第4条)

(5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第5条)

(6) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額((3)の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県グリーンニューディール基金条例(高知県条例第59号)

1 条例制定の目的

この条例は、地球温暖化対策、一般廃棄物、微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理及び海岸漂着物の回収、処理等の環境問題に係る取組を推進し、当面の雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげるため、高知県グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地域環境保全対策費補助金として交付を受けた額とすること。(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。(第2条第2項)

(3) 基金の経理は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により造成した部分と地

域環境保全対策費補助金により造成した部分とを区別して行うものとする。(第3条)

(4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第4条)

(5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第5条)

(6) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、(3)の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により造成した部分に係るものと地域環境保全対策費補助金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第60号)

1 条例改正の目的

この条例は、交替制等勤務職員の休憩時間及び休息時間について国家公務員に準じた措置を講ずるとともに、職員の年次有給休暇等の付与単位の例外を認めることができるよう関係条例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第61号)

1 条例改正の目的

この条例は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成20年法律第95号)の施行により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)が一部改正されたことを考慮し、職員の退職手当の支給制限、返納等について国家公務員に準じた措置を講ずるよう関係条例について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正(第1条)

ア 用語の定義(第11条関係)

(ア) 懲戒免職等処分とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいうこと。

(イ) 退職手当管理機関とは、地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいうこと。

イ 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限(第12条関係)

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

(ア) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(イ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

ウ 退職手当の支払の差止め(第13条関係)

(ア) 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管

理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

a 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

b 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

(イ) 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができること。

a 当該退職をした者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき等であって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

b 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

(ウ) 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、(イ)bに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができること。

(エ) (ウ)に基づく支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者がエ(イ)に基づく処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならないこと。

エ 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限（第14条関係）

(ア) 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

a 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合は、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

(イ) 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、(ア)cに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができること。

オ 退職をした者の退職手当の返納（第15条関係）

(ア) 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後に

において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができること。

a 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

(イ) (ア)cに該当するときにおける(ア)に基づく処分は、当該退職の日から5年以内に限り、これを行うことができること。

カ 遺族の退職手当の返納（第16条関係）

死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、オ(ア)cに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができること。

キ 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付（第17条関係）

退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内にオ(ア)又はカに基づく処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができること。

ク 高知県退職手当審査会への諮問（第18条関係）

退職手当管理機関は、エ(ア)c若しくは(イ)、オ(ア)、カ又はキに基づく処分（ケにおいて「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、高知県退職手当審査会に諮問しなければならないこと。

ケ 高知県退職手当審査会の設置等（第19条から第28条まで関係）

退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議させるため、高知県退職手当審査会を置くとともに、その組織等について定めること。

コ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正（第2条）

知事に係る退職手当管理機関は、知事とすること。（第6条関係）

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条）

管理者は、退職をした者が地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けたとき等は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全額又は一部を支給しないこととすることができるとともに、在职期間中に同条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けるべき行為をしたと認められる者等に係る退職手当については、職員の退職手当に関する条例第4章の規定の例による手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあって

はその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととし、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付をさせることができることとする。 (第16条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第62号)

1 条例改正の目的

この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第30号) の施行による地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) の一部改正を考慮し、船員保険法 (昭和14年法律第73号) に基づく船員保険の被保険者を議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償制度の対象職員とするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第63号)

1 条例改正の目的

この条例は、日本年金機構法 (平成19年法律第109号) の施行による雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第30号) の一部改正に伴い、未施行の規定の施行期日を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例 (高知県条例第64号)

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第9号) の施行による地方税法 (昭和25年法律第226号) の一部改正に伴い、農地保有合理化法人が取得する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置について、農地法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第57号) の施行による農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) の一部改正に伴い創設される農地利用集積円滑化事業を実施する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を対象に追加するよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第65号)

1 条例改正の目的

この条例は、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成21年法律第78号) の施行による保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) の一部改正に伴い、関係条例について規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第66号)

1 条例改正の目的

この条例は、消費者安全法 (平成21年法律第50号) の施行に伴い、都道府県に設置し

なければならない消費生活センターとして、高知県立消費生活センターを位置付けることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (高知県条例第67号)

1 条例改正の目的

この条例は、土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) が一部改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者について、汚染土壌処理施設ごとに汚染土壌処理業の許可が必要となることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例の一部を改正する条例 (高知県条例第68号)

1 条例改正の目的

この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) の規定に基づき県の管理に属する漁港施設のうち宇佐漁港のプレジャーボートの係留保管施設の管理を指定管理者に行わせるようにするとともに、利用料金の制度を導入する等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- (1) 宇佐漁港のプレジャーボートの係留施設及び船舶保管施設 (以下「指定管理漁港施設」という。) の管理を指定管理者に行わせるものとするとともに、当該船舶保管施設の使用料の額を新たに定めること。 (第20条並びに別表第1の2及び別表第3)
- (2) 指定管理漁港施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。 (第21条)
- (3) 指定管理者が指定管理漁港施設の利用を許可する期間は、原則として1年以内とし、利用の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用の許可の取消し等ができること。 (第22条から第24条まで)
- (4) 指定管理漁港施設の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。 (第25条から第29条まで)
- (5) 指定管理者は、指定管理漁港施設の利用の許可等、利用の期間の伸長、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務、利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務、指定管理漁港施設の施設、設備等の維持管理に関する業務等を行うこと。 (第30条)
- (6) 指定管理者の指定の申請、指定の手續及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。 (第31条から第33条まで)
- (7) 知事は、指定管理漁港施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができることとするとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。 (第34条及び第35条)
- (8) 指定管理者の原状回復義務、損害賠償義務及び秘密保持義務について定めること。 (第37条から第39条まで)
- (9) 指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において、緊急の必要があるときは、知事が代わって当該業務を行うことができること。 (第40条)
- (10) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに利用料金の承認等は、平成22年4月1日以前においても行うことができること。 (附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、2の(10)は、公布の日から施行することとした。

◆高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第69号）

1 条例改正の目的

この条例は、経済的な理由により著しく修学が困難な者に貸与している高等学校等奨学金について、奨学金の額の区分に係る要件を緩和するよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、平成22年4月1日から施行し、この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに奨学金の貸与を決定する者に対する奨学金の貸与について適用することとした。

◆高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第70号）

1 条例改正の目的

この条例は、平成18年1月から利用を休止している高知県立北川青少年の家を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第71号）

1 条例改正の目的

この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第224号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）の施行に伴い導入される認知機能に関する検査、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習並びに年少射撃資格の認定の制度に係る手数料を新たに徴収することとともに、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に係る事務の手数料の額の一部について改定をすることとした。

2 主要内容

(1) 75歳以上の者が銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は猟銃若しくは空気銃の所持の許可の更新を受ける際に認知機能に関する検査が義務付けられることから、新たに当該検査に係る手数料を徴収すること。（改正後の第10条の表2の項）

(2) 猟銃の所持の許可を受けている者が当該許可の更新を受ける際に当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講が義務付けられることから、新たに当該講習に係る手数料を徴収すること。（改正後の第10条の表5の項）

(3) 14歳以上18歳未満の者のうち運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして推薦された者が、指定射撃場において射撃指導員の指導の下に空気銃の射撃の練習を行い、又は当該空気銃射撃競技に参加するため、射撃指導員の監督を受けて当該射撃指導員が許可を受けた空気銃を所持するための年少射撃資格の認定の制度が導入されることから、新たに当該認定並びに年少射撃資格認定証の書換え及び再交付並びに当該認定を受ける際に受講を義務付けられる空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会に係る手数料を徴収すること。（改正後の第10条の表12の項から15の項まで）

(4) 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査、猟銃の操作及び射撃に関する

技能検定の実施、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査等の銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務の手数料の額を改定すること。（改正後の第10条の表1の項、4の項及び9の項から11の項まで）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成21年12月4日から施行することとした。

条 例

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。
平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第56号

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第1条 大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、高知県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(経理)

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額(第3条の医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び同条の地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した部分に係るものと当該地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。  
平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第57号**

**高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例**

(設置)

**第1条** 地震又は火災の発生時における社会福祉施設等の入所者の安全を確保するため、高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(経理)

**第3条** 基金の経理は、国から交付を受けた社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)及び地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。

(管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第5条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額(第3条の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び同条の地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した部分に係るものと当該地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第58号

高知県高校生修学支援基金条例

(設置)

第1条 高等学校等の生徒(以下この条において「高校生」という。)への奨学金の貸与及び私立の高等学校等の授業料の減免を行うことにより、経済的理由で修学が困難な高校生の教育機会を確保するため、高知県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

は、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(休息时间)

第7条の2 本部長は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。
(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第64号)の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。



職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第61号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の2」を「第2条の3」に、「第2条の3」を「第2条の4」に、「第4章 雑則(第11条-第18条)」

を

「第4章 退職手当の支給制限等(第11条-第18条)」

第5章 高知県退職手当審査会(第19条-第28条)

第6章 雑則(第29条-第32条)」

に改める。

第1条中「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」というを「を除く」に改める。

第2条第1項中「職員」を「前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職

員」という。)」に、「その遺族。」を「その遺族」に改め、同条第2項を削る。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2に次の1項を加え、第1章中同条を第2条の3とする。

2 この条例の規定による退職手当は、退職した者(死亡による退職の場合には、その遺族)の申出によって、口座振替の方法で支払うことができる。

第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号の規定に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 職員を故意に死亡させた者
- 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」を「退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。第6条の4第4項において「自己都合退職者」という。)」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第2条第2項、第7条の2第4項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第11号中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第12号中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第13号中「第7条の2第3項第1号」を「第8条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第7条の2第3項第2号」を「第8条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第7条の2第3項第3号」を「第8条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第7条の2第3項第4号」を「第8条第3項第4号」に改

め、同項第17号中「第7条の2第3項第5号」を「第8条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第7条の2第3項第6号」を「第8条第3項第6号」に改める。

第5条の3中「末日までに退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの」を「末日までに退職した者」に改める。

第6条の4第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「第7条の2第7項」を「第8条第5項」に、「第26条」を「第26条第1項」に改め、同条第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号中「でその勤続期間が」を「のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が1年以上」に改め、「及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの」を削り、同項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第1項中「引きつづいた」を「引き続いた」に改め、同条第3項中「第8条第1項第1号から第3号まで」を「第12条第1項各号」に、「、退職の」を「退職の」に、「引き続いて」を「、引き続いて」に改め、同条第5項中「規定する者」を「規定する職員及び職員とみなされる者」に、「なったとき」を「なったとき(定員の減少又は組織の改廃等により退職した国家公務員が引き続いて職員となったときを除く。)」に改め、同項ただし書中「以下」を「同号及び第29条第2項において」に改め、同項第1号中「第13条」を「第29条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同条を第8条とする。

第9条中「、船員法」を「船員法」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「一般の退職手当の外」を「一般の退職手当のほか」に改める。

第10条第1項中「これを」を「当該端数を」に改め、同項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)」を「一般の退職手当等」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「当該各号に定める期間」を「当該各号に定める期間(当該期間内)」に、「期間と、」を「期間と」に、「を合算した」を「とを合算した」に、「期間」と、「当該期間内」とあるのは「」を「期間。以下この項において同じ。)(」に、「第4項」を「次項」に改め、同条第8項第3号中「求職の」を「、求職の」に改め、同条第12項中「第10条の4」を「第10条の4の規定」に改め、同条第13項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第18条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改め、同条中「人事委員会が」を「、人事委員会規則で」に改め、同条を第32条とする。

第17条の2を削る。

第17条中「この条例中」を削り、「第16条」を「前条」に、「第180条の5」を「第180条の5第1項」に、「常勤監査委員」を「常勤の監査委員」に改め、同条を第31条とする。

第16条中「第3条」を「第3条第1項」に、「とみなし」を「とみなして、この条例

の規定による」に改め、同条を第30条とし、同条の前に見出しとして「(退職手当の特例)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第29条 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第11条から第14条まで並びに第15条の前の見出し及び同条を削る。

第4章を第6章とし、第3章の次に次の2章を加える。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第11条 この章において、懲戒免職等処分とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

2 この章及び次章において、退職手当管理機関とは、地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあっては、当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関)をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあっては、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関)をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、事情(当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定に基づく処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を高知県公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。(退職手当の支払の差止め)
- 第13条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思量するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号の規定に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号の規定に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定に基づく支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定に基づく処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定に基づく支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
- 第14条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号の規定に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部

又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号の規定に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定に基づく処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定に基づき当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（以下「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の

規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

- 3 第1項第3号の規定に該当するときにおける同項の規定に基づく処分は、当該退職の日から5年以内に限り、これを行うことができる。
 - 4 退職手当管理機関は、第1項の規定に基づく処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 5 手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定に基づく処分について準用する。
- （遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号の規定に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく処分について準用する。
- 3 手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎とな

る職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号の規定に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定に基づく処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定に基づく処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、これを定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定に基づく処分について準用する。
- 8 手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（高知県退職手当審査会への諮問）

第18条 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第

16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定に基づく処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、次章に規定する高知県退職手当審査会に諮問しなければならない。

第5章 高知県退職手当審査会

（設置）

第19条 前条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議させるため、高知県退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第20条 審査会は、委員3人で組織する。

（委員）

第21条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（任期等）

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（服務）

第23条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第24条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第25条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第26条 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定に基づく処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第27条 審査会の庶務は、高知県総務部において処理する。

（雑則）

第28条 第20条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付則第10項中「第13条」を「第29条第2項」に改め、付則第15項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、付則第26項中「退職した者を」を「退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 知事及び副知事の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者（以下「国家公務員」という）を「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する職員及び職員とみなされる者をいう。以下この条において同じ）に、「第7条に規定する」を「第7条の規定による」に改め、同項第2号中「第1条」を「第2条」に、「第7条に規定する」を「第7条の規定による」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に、「この条例」を「この条例の規定」に改め、同条第4項第2号中「第1項第1号又は第2号の」を「第1項各号に掲げる」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、知事に係る退職手当管理機関（一般職の退職手当条例第11条第2項に規定する退職手当管理機関をいう。）は、知事とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「に掲げる」を「のいずれかの」に改め、同項第1号中「生じたため退職した場合」を「生じたとき。」に改め、同項第2号中「堪えず退職した場合」を「堪えられないとき。」に改め、同項第3号中「により本人の意に反して退職した場合」を「で本人の意に反するとき。」に改め、同項第4号中「死亡した場合」を「死亡したとき。」に改め、同条第2項中「退職手当は、」を「退職をした者が」に、「者には支給しない」を「ときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全額又は一部を支給しないこととすることができる」に改め、同項第1号及び第2号中「により」を「による」に改め、同項第3号中「退職させられた」を「退職させられた」に改め、同条第4項中「（昭和28年高知県条例第59号）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者に係る退職手当については、管理者は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第4章の規定の例による手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあってはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととし、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付をさせることができる。

（1） 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた者

（2） 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けるべき行為をしたと認められる者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新条例」という。）、第2条の規定による改正後の知事及び副知事の退職手当に関する条例及び第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第25条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる高知県退職手当審査会の会議は、知事が招集する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第2項ただし書中「並びに第7条の2」を「、第8条並びに第29条第3項及び第4項」に改め、付則第6項中「第3条第1項（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に係る部分を除く。）」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改め、付則第8項及び付則第14項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、同条第2項中「第7条の2第1項から第3項まで」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

~~~~~  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第62号

##### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改

正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。



職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第63号

##### 職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第64号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第86条の6の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が、同項第1号」を「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」に、「で定める」を「第39条の7に規定する」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第2項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第3項中「に定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第4項及び第5項第1号中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第86条の7第1項中「で定める」を「に規定する」に改め、同条第2項及び第3項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第4項中「に定める」を「で定める」に改める。

第88条第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」に、「農業生産法人」を「農業生産法人（以下この条において「農業生産法人」という。）」に改め、同条第3項中「に定める」を「で定める」に改める。

付則第21条の見出しを「（担い手農業者確保事業に係る不動産取得税の納税義務の免除等の特例）」に改め、同条中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日」に、「当該土地の取得に対して課する不動産

取得税」を「同条の規定の適用」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県税条例の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。



高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第65号

##### 高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部改正）

**第1条** 高知県看護師等養成奨学金貸付条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「学校」を「大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学（同法第108条第2項の大学をいう。次条第1項において同じ。）を除く。）をいう。同項において同じ。）若しくは学校」に改める。

第3条第1項の表中「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の大学をいう。以下この表において同じ。）」及び「（学校教育法第108条第2項の大学をいう。以下この表において同じ。）」を削る。

（高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第2号」を「第21条第3号」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第66号

##### 高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行ない」を「行い」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項に規定する消費生活センターとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第67号**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第25条の次に次の1条を加える。

（土壤汚染対策法に係る事務の手数料）

第25条の2 県は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る事務につき、24万円の汚染土壌処理業許可申請手数料を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行の日までの間のこの条例による改正後の高知県手数料徴収条例第25条の2の規定の適用については、同条中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項」とあるのは、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項」とする。

~~~~~  
高知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第68号****高知県漁港管理条例の一部を改正する条例**

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「甲種漁港施設」を「第38条に規定する場合を除き、甲種漁港施設」に改める。

第21条を第44条とし、第20条を第43条とし、第19条を第42条とする。

第18条第3号中「第12条の2」を「第13条」に改め、同条第4号中「第16条又は第17条第1項」を「第17条又は第18条第1項」に改め、同条を第41条とし、同条の前に次の21条を加える。

（指定管理者による管理）

**第20条** 甲種漁港施設のうち別表第3に定める漁港施設（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

**第21条** 前条の規定により指定管理者が指定管理漁港施設の管理を行うときは、第8条第

1項の規定にかかわらず、当該指定管理漁港施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に指定管理漁港施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用の期間）

**第22条** 前条第1項の規定により指定管理漁港施設の利用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用者の責務）

**第23条** 第21条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（利用の許可の取消し等）

**第24条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第21条第1項の許可を取り消し、指定管理漁港施設の利用を停止させ、又は同条第2項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- （1）利用者が第21条第1項後段又は前条の規定に違反したとき。
- （2）利用者が第21条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- （3）利用者が詐欺その他不正の手段により第21条第1項の許可を受けたとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、指定管理漁港施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（利用料金の納付）

**第25条** 利用者は、第27条の規定により定められた指定管理漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、当該許可の際にその全額を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の利用料金は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付させることができる。

（利用料金の収受）

**第26条** 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

（利用料金の承認）

**第27条** 利用料金の額は、別表第1の2に定める利用料金の上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

**第28条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

**第29条** 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管

理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務)

**第30条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第21条に規定する利用の許可等、第22条ただし書の規定に基づく利用の期間の伸長、第24条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第26条に規定する利用料金の収受、第28条に規定する利用料金の減免、前条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 指定管理漁港施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理漁港施設の適正な運営のために知事が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第31条** 第20条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類(指定管理者の指定等)

**第32条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による指定管理漁港施設の管理が当該指定管理漁港施設の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が指定管理漁港施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事業所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
(事業報告書の作成及び提出)

**第33条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第35条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定管理漁港施設の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの(業務報告の聴取等)

**第34条** 知事は、指定管理漁港施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第35条** 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を

継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事は、賠償責任を負わない。  
(指定等の告示)

**第36条** 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第32条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第32条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

**第37条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第35条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理漁港施設の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第38条** 指定管理者は、故意又は過失により指定管理漁港施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

**第39条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(緊急措置)

**第40条** 知事は、指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該業務の全部又は一部を当該指定管理者に代わって行うことができる。

第17条の2を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「、除去若しくは」を「若しくは除去、」に改め、同条第2号中「よる許可に付した」を「基づく許可の」に改め、同条第3号中「不正な手段」を「不正の手段」に改め、「規定による」を削り、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「その額」を「当該額」に、「これを」を「当該端数を」に改め、同条を第14条とする。

第12条の2を第13条とする。

別表第1中「(第13条関係)」を「(第14条、第27条関係)」に改め、同表の2の表を次のように改める。

| 漁港施設名 | 使用の目的 | 計算単位 | 計算単位当たりの使用料 |              |
|-------|-------|------|-------------|--------------|
|       |       |      | 基準          | 1級地、2級地及び3級地 |
|       |       |      |             |              |

|        |             |            |                  |      |        |
|--------|-------------|------------|------------------|------|--------|
| 係留施設   | 係船環 A       | 漁船以外の船舶の係留 | 1隻の船長が6メートル未満のもの | 月額   | 2,800円 |
|        |             |            | 1隻の船長が6メートル以上のもの | 月額   | 3,400円 |
|        | 係船環 B       |            | 1隻の船長が6メートル未満のもの | 月額   | 1,800円 |
|        |             |            | 1隻の船長が6メートル以上のもの | 月額   | 2,200円 |
|        | 係船環 C       |            | 1隻の船長が6メートル未満のもの | 月額   | 500円   |
|        |             |            | 1隻の船長が6メートル以上のもの | 月額   | 600円   |
|        | 浮き棧橋        |            | 1隻の船長が6メートル未満のもの | 月額   | 3,800円 |
|        |             |            | 1隻の船長が6メートル以上のもの | 月額   | 4,400円 |
| 船舶保管施設 | 漁船以外の船舶の陸置き | 1隻の船長1フィート | 月額               | 650円 |        |

別表に次の1表を加える。

別表第1備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 1隻の船長で、1フィート未満であるもの又は1フィート未満の端数のあるものは、当該船長又は端数を1フィートとして計算する。

別表第1備考に次のように加える。

8 第27条の規定により指定管理者が利用料金を定める場合におけるこの表の2の表の適用については、同表中「計算単位当たりの使用料」とあるのは、「計算単位当たりの利用料金の上限額」とする。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

別表第3 (第20条関係)

| 漁港名  | 漁港施設名                                   |
|------|-----------------------------------------|
| 宇佐漁港 | 第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設のうち係留施設及び船舶保管施設 |

附 則

- (施行期日)
- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
  - この条例による改正後の高知県漁港管理条例(以下「改正後の条例」という。)第20条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに改正後の条例第27条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、改正後の条例第31条、第32条及び第36条並びに第27条から第29条までの規定の例により行うことができる。
  - 前項の規定に基づき指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに利用料金の承認等が行われた後においては、当該指定管理者は、施行日前においても、改正後の条例第21条に規定する利用の許可等及び改正後の条例第26条に規定する利用料金の収受等について、改正後の条例第21条から第26条まで、第28条及び第29条の規定の例により行うことができる。  
(高知県収入証紙条例の一部改正)
  - 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
別表39の項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

~~~~~

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第69号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、奨学金の貸与を受けようとする者から申出があったときは、当該月額に5,000円を加算することができる。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	月額
地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する生徒	18,000円
私立の高等学校等に在学する生徒	30,000円

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 教育委員会は、第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額の加算について、奨学金の貸与を受けている者から当該加算の申出又は当該加算の辞退の申出があったときは、奨学金の月額を増額し、又は減額することができる。

第5条の見出し中「復活」を「再開」に改め、同条中「よる奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった」を「基づき奨学金の貸与を一時停止した場合において、当該一時停止した理由がなくなったと認めた」に、「復活する」を「再開する」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行し、この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(同項において「施行日」という。)以後に新たに奨学金の貸与を決定する者に対する奨学金の貸与について適用する。

(経過措置)

2 新条例第3条の規定は、施行日前から引き続き奨学金の貸与を受けている者に対する奨学金の貸与についても適用する。この場合において、この条例による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条第1項の自宅通学者は新条例第3条第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額を加算を受けていない者と、旧条例第3条第1項の自宅外通学者は新条例第3条第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額を加算を受けている者とみなす。

~~~~~  
高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第70号

##### 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1 高知県立北川青少年の家の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第71号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の表1の項中「規定による」を「規定に基づく」に、「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に、「その他の者に対する」を「(1)に掲げる許可以外の」に、「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同表9の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同項を同表11の項とし、同表8の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同項を同表10の項とし、同表6の項及び7の項を削り、同表5の項中「規定による」を「規定に基づく」に、「更新交付手数料」を「所持許可更新交付手数料」に、「5,800円」を「7,200円」に、「第7条の3第1項」を「第7条の3第2項」

に、「3,500円」を「4,800円」に、「更新記載手数料」を「所持許可更新記載手数料」に、「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同項を同表9の項とし、同表4の項中「許可証再交付手数料」を「所持許可証再交付手数料」に改め、同項を同表8の項とし、同表3の項中「許可証書換え手数料」を「所持許可証書換え手数料」に改め、同項を同表7の項とし、同表2の項中「国際競技参加外国人に対する許可手数料」を「国際競技参加外国人所持許可手数料」に改め、同項を同表6の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 法第4条の3第1項(法第7条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査の実施	認知機能検査手数料	650円
3 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (1) 現に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習会の場合 (2) (1)に掲げる講習会以外の講習会の場合	経験者講習会手数料 初心者講習会手数料	3,000円 6,800円
4 法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	技能検定手数料	22,000円
5 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	操作及び技能講習手数料	12,300円

第10条の表に次のように加える。

12 法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格認定手数料	9,600円(当該申請を行う者が同時に他の法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,900円)
13 法第9条の13第3項において読み替えて準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書	年少射撃資格認定証書換え手数料	1,800円

換え		
14 法第9条の13第3項において読み替えて準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900円
15 法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格認定講習会手数料	9,700円

第21条第1項第1号中「3の項及び4の項」を「7の項及び8の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。